

一般財団法人 社会変革推進財団 評議員会運営規則
(2025 年 5 月 29 日改定)

第 1 章 総 則

第 1 条（目的）

本規則は、一般財団法人社会変革推進財団（以下、「本法人」という。）における評議員会の運営に関し必要な事項を定めたものであり、本法人の評議員会の運営に関する事項は、法令及び定款に定めるもののほか、本規則による。

第 2 条（構成）

1. 評議員会は、すべての評議員をもって組織する。
2. 理事は、やむを得ない事由がある場合を除き、評議員会に出席しなければならない。
3. 監事は、評議員会に出席することができ、必要があると認めるときは意見を述べることができる。

第 3 条（開催）

1. 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会とする。
2. 定時評議員会は、年 1 回毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。
3. 臨時評議員会は、必要に応じて開催する。

第 2 章 評議員会の招集

第 4 条（招集権者及び議長）

評議員会は、理事会の決議に基づき理事長が招集し、出席した評議員の互選により選出された者が議長となる。

第 5 条（招集の手続）

1. 評議員会を招集する場合には、理事会の決議によって、次の事項を定める。
 - (1) 評議員会の日時及び場所
 - (2) 評議員会の目的である事項があるときは、当該事項
 - (3) 評議員会の目的である事項に係る議案の概要（議案が確定していない場合にあっては、その旨）
2. 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法

人法」という。) 第 180 条第 2 項により評議員が評議員会を招集する場合には、その評議員は前項各号に掲げる事項を定めるとともに、次条に定める招集の通知をしなければならない。

第 6 条 (招集の通知)

1. 評議員会を招集するには、理事長は、評議員会の開催日の前日までに、評議員に対して書面でその通知をしなければならない。
2. 理事長は、前項の書面による通知の発出に代えて、評議員の承諾を得た電磁的方法により通知を発出することができる。
3. 前 2 項の通知には、第 5 条第 1 項各号に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

第 3 章 評議員会の議事

第 7 条 (評議員提案権)

1. 評議員が理事に対して一定の事項を評議員会の目的とすることを請求するときは、その請求は、評議員会の日の 2 週間までにしなければならない。この場合、その評議員は、提出しようとする議案の要領を招集通知に記載し、又は記録することを請求することができる。
2. 評議員は、評議員会において、評議員会の目的である事項につき議案を提出することができる。

第 8 条 (運営)

1. 評議員会は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数の出席がなければ、開催することができない。
2. 議長は、評議員会の開会に際し、出席者数を確認しなければならない。

第 9 条 (決議方法)

1. 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (3) 定款の変更
 - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (5) その他法令で定められた事項

第10条（決議事項）

1. 評議員会は、一般法人法及び定款に定める次の事項を決議する。
 - （1）理事及び監事の選任又は解任
 - （2）理事及び監事の報酬等の額
 - （3）評議員に対する報酬等の支給の基準
 - （4）貸借対照表及び損益計算書（活動計算書）の承認
 - （5）評議員会運営規則の制定及び改廃
 - （6）定款の変更
 - （7）残余財産の処分
 - （8）基本財産の処分又は除外の承認
 - （9）その他評議員会で決議されるものとして法令又は定款に定められた事項
2. 前項にかかわらず、個々の評議員会においては、当該評議員会に係る招集通知に記載又は記録された事項以外の事項については、決議することはできない。

第11条（報告事項）

1. 理事は、一般法人法及び定款に定める事項について、評議員会へ報告するものとする。
2. 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を評議員会に報告しなければならない。

第12条（説明義務）

理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、その事項について必要な説明をしなければならない。ただし、その事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合その他正当な理由がある場合として法令で定める場合は、この限りではない。

第13条（議題の付議）

議長は、各議事に入るにあたり、当該議題を付議することを宣言する。

第14条（議題の審議）

1. 議題について発言するときは、議長の許可を受けなければならない。
2. 発言の順序は、議長が決定する。
3. 議長は、議事の進行上必要があると認めるときは、発言時間を制限することができる。

第15条（議事進行の動議）

1. 評議員は、評議員会の議事進行に関して、動議を提出することができる。
2. 議長は、前項の動議について、速やかに採決しなければならない。
3. 議長は、第1項の動議が、評議員会の議事を妨害する手段として提出された場合等、動議に合理的理由のないことが明らかである場合は直ちに却下することができる。

第16条（採決）

1. 議長は、議題について質疑及び討論が尽くされたと判断するときは、審議の終了を宣言し、採決することができる。
2. 議長は、採決について、賛否を確認できるいかなる方法も採ることができる。

第17条（採決結果の宣言）

議長は、採決が終了した場合において、当該結果及び当該議案の決議に必要な賛成数を充足しているか否かを宣言する。

第18条（議事録）

1. 評議員会の議事録は、法令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって作成する。
2. 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人1名がこれに記名押印する。

第4章 雑則

第19条（改廃）

本規則の改廃は、評議員会の決議を経て行うものとする。

附 則 （平成30年9月20日）

本規則は、一般財団法人社会変革推進機構の設立登記の日（平成30年9月20日）から施行する。

附 則 （2019年4月23日）

本規程の一部改正は、2019年4月23日から施行し、2019年4月1日から適用する。

附 則 （2019年9月20日）

本規程の一部改正は、2019年10月1日から施行する。

附 則 （2025 年 5 月 29 日）

本規程の一部改正は、2025 年 5 月 29 日から施行する。